

企画競争提案説明書

令和８年札幌市告示第3575号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和８年９月14日

2 契約担当部局

〒062-0935 札幌市豊平区平岸５条15丁目１番６号

札幌市市民文化局文化部文化振興課博物館担当係（電話011-374-5002）

メールアドレス museum@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

サッポロクジラ新属新種発表記念事業 企画運営広報業務

(2) 目的

本業務は、博物館活動センターの開設25周年とサッポロクジラの新属新種発表を契機として、「コア層」のさらなる満足度向上によるセンターへの定着を図るとともに、「博物館＝敷居が高い、遠い存在」というイメージを軽減し、「未認知層」への認知拡大と来館促進を目的とする。

(3) 業務内容等 別紙業務説明資料のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和９年３月31日まで

(5) 予算額(事業規模)

2,970,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類)一般サービス業、(中分類)広告業」に登録されている者（以下「登録事業者」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている

期間中でないこと。

5 企画提案を求める項目

(1) 過去の実績

本業務に類似する業務の実績及びその実績を本業務にどのように生かせるのかを示すこと。

(2) 業務実施方針

執行体制、実施方法、業務スケジュールについて示すこと。

(3) 個別の実施内容に関する提案

別紙 業務説明資料の「4 業務内容」に記載している各項目について、具体的な企画内容が視覚的にわかるように提案すること。また、業務内容について、より効果的かつ独自に実施可能と考えられる事項があれば積極的に提案すること。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続きに関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年9月24日（木）午後4時まで（送付にあっては必着）

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめた書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

(ア) 持参又は送付の場合 上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名は「サッポロクジラ新属新種発表記念事業企画運営広報業務の質問について」とすること。

メールアドレス：bunka-keiyaku@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年9月25日以降一括して次のURLのホームページに掲載する。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/smac_event2026.html

7 参加手続き等

(1) 参加意向申出書及び提案書等の書類提出

ア 提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時（必着）

イ 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式1）【1部】

(イ) 提案書（任意様式）【正本1部・副本9部】

(ウ) 別記「提案書評価基準」に示した「評価（審査）に係る提出書類」【正本1部・副本9部】

(エ) 積算書（任意様式）【正本1部・副本9部】

(オ) 上記(イ)及び(ウ)並びに(エ)を記録した電子記録媒体(DVD等)【1枚】

ウ 提出方法

上記2宛てに持参又は送付とする。なお、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

(ア) 提案書類のうち正本1部には、提案者の法人名等(提案書にあっては提案責任者名(提案者の指揮命令下にある者に限る。))を忘れずに記名すること。

(イ) 審査の公正を期するため、**副本9部には表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現(事業者名・ロゴ・URLなど)は一切記載しないこと。**

(ウ) 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書を選定された提案者との契約額を確定するものではない。

(エ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。

(オ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。

(カ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。

(キ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(ケ)の場合を除く。)は認めない。

(ク) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(ケ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

(2) 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

(3) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、その理由の説明を書面(様式自由)により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は電子メール(参加意向申出書に記載したメールアドレス)によること。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定は、本市関係部局の関係職員5名及び学識経験者等の委員3名(計8名)からなる本企画競争実施委員会において行う。

各委員が次号に基づき評価項目毎に採点した評価点の合計値が、最低評価基準点(満点の6割)以上を満たすもののうち、最も高い合計値を得た者を契約候補者とする。

ただし、参加者が1人であったときは、あらかじめ設定した最低評価基準点を超える場合に契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基

づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記の「提案書評価基準」による。

分類1 履歴実績等 満点70～50点(配点10点×委員5～7名※①)

分類2 企画提案内容 満点630～450点(配点90点×委員5～7名※①)

合計値 満点700～500点(最低評価基準点※②420～300点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあっては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合がある。

※② 最低評価基準点は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査対象者に対し別途(開催時期は令和8年10月上旬を予定)通知する。

(イ) ヒアリング審査にあたっての留意事項

- a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b ヒアリングの際に使用する資料等は、上記7(1)に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること
- d ヒアリングは1提案者あたり25分(準備・説明15分+質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。
- e ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行いますので、留意願います。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じ者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イの後段に記す別記の「提案書評価基準」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、抽選により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。
なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(3)と同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記2(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(1)アの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合有り）

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

提案書評価基準

評価項目		採点 a	加重 b	配点 a×b	評価基準 (着眼点)	評価（審査）に係る提出書類
Ⅰ 履行実績等	1 類似業務実績	最高 5点	—	5点	告示日を起点に過去5年間ににおける類似業務の実績数に応じて加点 ①1件:3点、②2件:4点、③3件以上:5点	・ 契約書その他発注者が作成した契約を証する書面(発注書等)の写し(労働者派遣など発注者の指揮命令下のもと履行されるものを除く。)
	2 企画競争受注実績 (上記1「類似業務実績」に挙げたものを除く。)	最高 5点	—	5点	告示日を起点に過去5年間に官公庁の調達において、企画競争により受注した実績数に応じて加点 ①1件:3点、②2件:4点、③3件以上:5点	・ 企画競争の誘引に係る公告等(企画競争を証するもの)の写し ・ 契約書等(上記1で示した書類と同じ)
Ⅱ 企画提案内容	1 業務内容の理解度※2	最高 10点	×1.5	15点	業務内容や課題等を十分に理解し、企画提案がなされているか	企画提案書(任意様式)その他提案説明書に記載の書類
	2 業務の実施体制※2	最高 10点	×1.5	15点	外注を含む体制・人員・工程が整備され、提案を確実に迅速に実施できるか	
	3 広報・集客戦略※1・※2	最高 10点	×1.5	15点	ターゲットへの効果的な広報手法(SNS等)および「難しい」イメージを払拭する具体策が提示されているか。	
	4 イベント・ワークショップ企画※1・※2	最高 10点	×1.5	15点	サッポロクジラの学術的価値を市民向けに分かりやすく伝え、実現性と魅力のあるものが提案されているか。	
	5 グッズ・空間演出※1・※2	最高 10点	—	10点	満足度向上やSNSでの拡散(UGC)を誘発する魅力的な記念ノベルティ・フォトスポット等が提案されているか。	
	6 独自提案※2	最高 10点	×1.5	15点	単に仕様どおりではなく、予算内で最大の効果を出すための工夫や独自提案がなされているか。	
	7 積算額※2	最高 5点	—	5点	確実な業務履行・適正な労務費について必要な経費を積み上げているか。	
委員1人あたりの配点合計(A)				100点		

※1 契約候補者となるべき評価点の同じ者が2以上いる場合に、候補者の選定にあたり評価点の合算値をもって優越を比較する項目

※2 5段階評価項目 特に優れている(10点)、優れている(8点)、普通(6点)、やや不十分(4点)、不十分(2点)

※3 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点の満点等にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合がある。

参加意向申出書

令和 8 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者

所属

氏名

電話/FAX

E-mail

下記の業務に係る企画競争に参加いたします。なお、提案説明書に記載された参加資格をすべて満たすことを誓約いたします。

記

1 業務の名称

サッポロクジラ新属新種発表記念事業 企画運営広報業務

2 札幌市競争入札参加資格者名簿 資格者番号

()